



# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告 示	ページ
-----	-----

告示	1
生活保護法による介護機関の指定(八九六・福祉政策課)	1
生活保護法による指定介護機関の変更(八九七・福祉政策課)	2
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(八九八・福祉政策課)	3
漁業災害補償法による付保義務の発生(八九九・水産漁港課)	3
道路区域の変更(九〇〇、九〇一・道路環境課)	3

開発行為に関する工事の完了(九〇二・秋田地域振興局建設部)	5
都市計画事業の認可(九〇三・仙北地域振興局建設部)	5
公告	
県管土地改良事業の換地処分(鹿角地域振興局農林部)	5
土地改良区の役員の変更の届出(秋田地域振興局農林部)	5
土地改良区の役員の変更の届出(平鹿地域振興局農林部)	5
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)	6
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	6

秋田県告示第八百九十六号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、  
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条  
 の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年十一月十二日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
特別養護老人ホームあかし あの郷	社会福祉法人小坂ふく し会 理事長	鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平二十五番地二	介護老人福祉施設	平成十六年十月一日
デイサービスあかしあの郷	社会福祉法人小坂ふく し会 理事長	鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平二十五番地二	通所介護	平成十六年十月一日
ショートステイあかしあの郷	社会福祉法人小坂ふく し会 理事長	鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平二十五番地二	短期入所生活介護	平成十六年十月一日
介護老人保健施設ひまわりの里	社会福祉法人本荘久寿 会 理事長	本荘市三川字小山口二十番地	訪問リハビリテーション	平成十五年五月一日
うえだクリニク	医療法人高島会 理事 長	北秋田郡鷹巣町鷹巣字北中家下八十一番地一	訪問看護、居宅療養管 理指導	平成十六年十月一日

池田薬局かわぐち店	名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 前	変 更 後	サービスの種類	変 更 年 月 日
池田薬品商事株式会社 代表取		本荘市川口字八幡前	池田薬局かわぐち店	池田ライフサービス	福祉用具貸与、居	平成十六年三月一日	

秋田県告示第八百九十七号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
平成十六年十一月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

福祉センター夢こまち	こまち農業協同組合 代表理事組合長	湯沢市表町一丁目二番七号	訪問介護、福祉用具貸与	平成十六年十月一日
企業組合やまびこケアセンター	企業組合やまびこケア センター 代表理事	仙北郡協和町荒川字宮田十五番地一	訪問介護	平成十六年八月一日
グループホーム親孝の里	株式会社Uniwor X 代表取締役	山本郡八森町字中浜八番地四	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年十月一日
吉方内科医院	吉 方 清治郎	大曲市白金町五番三十一号	居宅療養管理指導	平成十二年四月一日
池田ライフサービス	池田薬品商事株式会社 代表取締役	本荘市石脇字下夕畑百九十三番地一	訪問介護	平成十六年九月一日
池田薬局かわぐち店	池田薬品商事株式会社 代表取締役	本荘市川口字八幡前二百六十一番地	居宅介護支援事業	平成十四年六月一日
ケアセンターほほえみ	株式会社五十嵐企画 代表取締役	山本郡山本町森岳字木戸沢百十五番地十六	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年十月一日

締役	二百六十一番地	本荘市川口字八幡前二百六十一番地	本荘市石脇字下夕畑百九十三番地一	宅介護支援事業
----	---------	------------------	------------------	---------

秋田県告示第八百九十八号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年十一月十二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
JAこまちホームヘルプサービス	こまち農業協同組合 代表理事組合長	湯沢市表町一丁目二番七号	訪問介護	平成十六年九月三十日
JAこまちホームヘルプサービス事業所	こまち農業協同組合 代表理事組合長	湯沢市表町一丁目二番七号	福祉用具貸与	平成十六年九月三十日

秋田県告示第八百九十九号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。  
 平成十六年十一月十二日

秋田県知事 寺田典城

有する組合員が営むもの  
 船川・脇本・船越・天王加入区 はたはた小型定置漁業であつて天王町の区域内に住  
 所を有する組合員が営むもの  
 象潟加入区 はたはた小型定置漁業  
 岩館加入区 総トン数十トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用して又は  
 釣りによつて営む漁業を主とする漁業  
 戸賀加入区 総トン数十トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用して又は  
 釣りによつて営む漁業を主とする漁業

秋田県告示第九百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十六年十一月十二日

秋田県知事 寺田典城

八森加入区 はたはた小型定置漁業  
 船川・脇本・船越・天王加入区 はたはた小型定置漁業であつて男鹿市船川港船川、  
 船川港金川及び船川港比詰の区域内に住所を有する組合員が営むもの  
 船川・脇本・船越・天王加入区 はたはた小型定置漁業であつて男鹿市船川港女川、  
 船川港増川及び船川港南平沢の区域内に住所を有する組合員が営むもの  
 船川・脇本・船越・天王加入区 はたはた小型定置漁業であつて男鹿市船川港本山門  
 前、船川港小浜、船川港双六、船川港椿及び船川港台島の区域内に住所を



この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

新	横手大森大内線	B	A
		平鹿郡大雄村田根森字根田谷地南三四番地先から三六番地先まで	平鹿郡大雄村田根森字根田谷地五二番一地先から八〇番三まで
		九・四〇〇	二二・二二〇
		二二・六〇〇	二五・〇〇〇
		〇・〇四八	〇・〇四八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年十一月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第九百二二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年四月三十日付け指令秋建三 百三十五で許可した開発行為（第二工区）に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年十一月十二日

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

二 開発区域（第二工区）に含まれる地域の名称

河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎十一番二の内、十四番八の内、北野田高屋字上前田表七十番一

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第九百三三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年十一月十二日

一 施行者の名称 仙北町

二 都市計画事業の種類及び名称

大曲都市公園事業 4・4・3仙北ふれあい公園

三 事業施行期間

平成十六年十一月四日から平成二十二年三月三十一日まで

秋田県知事 寺 田 典 城

四 事業地

- (一) 収用の部分 秋田県仙北郡仙北町堀見内字下田茂木及び元田茂木地内
- (二) 使用の部分 なし

公 告

平成十六年十一月五日県営土地改良事業（砂子沢地区ほ場整備事業（担い手育成型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十一月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、男鹿市脇本土土地改良区から次のとおり役員（の）の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十一月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

男鹿市脇本浦田字大保田七十二番地一

三 浦 富 一

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、横手市中央土地改良区から次のとおり役員（の）の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十一月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

横手市安田字堂山七十二番地

平塚光士

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十六年十一月十二日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 落札に係る物品の名称及び数量  
高精度スピンド 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日  
平成十六年十月二十二日
- (四) 落札者の名称及び住所  
協同電子システム株式会社 横浜市都筑区池辺町四九〇〇 一
- (五) 落札金額  
五千九百九十七万五千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十六年九月三日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量  
光学式表面解析装置 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日  
平成十六年十月二十二日
- (四) 落札者の名称及び住所  
東朋テクノロジー株式会社 名古屋市中区栄三丁目十番二十二号
- (五) 落札金額  
二千二百九十七万四千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十六年九月三日

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年十一月十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び購入予定数量(一リットル当たりの単価契約とする。)
  - (二) 購入物品の仕様等  
一種一号重油 十万二千九百リットル
  - (三) 入札説明書及び仕様書による。
  - (四) その他については、入札説明書及び仕様書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- 三 契約条件を示す場所等
  - (一) 契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
  - (三) 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十一月十二日(金)から同月二十二日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十六年十一月二十六日(金) 午前十時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 入札の方法  
入札金額は、一リットル当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## (二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

## (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

## (五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年十一月十二日

秋田県知事 寺田典城

## 一 入札に付する事項

## (一) 購入物品名及び購入予定数量(一リットル当たりの単価契約とする。)

一号灯油 四万二千五百六十リットル

## (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

その他については、入札説明書及び仕様書による。

## (三) 契約期間

契約した日から平成十七年三月三十一日(木)

## (四) 納入場所

秋田県庁

## 二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二)(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

## (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

## (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十一月十二日(金)から同月二十二日(月)までの期間、随時交付する。

## 四 入札執行の日時及び場所

平成十六年十一月二十六日(金) 午前十時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

## 五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

## 六 その他

## (一) 入札の方法

入札金額は、一リットル当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## (二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

## (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

## (五) その他

詳細は、入札説明書による。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄